

オンライン受講約款

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会東北支部（以下「甲」という）が実施するオンライン研修（ただし、産業カウンセラー養成講座、国家資格キャリアコンサルタント養成講習、甲と企業等との業務委託契約に基づく研修等を除く。以下「オンライン研修」という）に適用される条件を定めたものです。

甲所定の手続きに従い、オンライン研修の受講を申込み、甲が当該申込みを承諾した者（以下「乙」という）は、本約款に同意した上で受講の申込みを行ったものとみなします。

（受講契約の成立）

第1条

受講契約は、乙が甲にオンライン研修の受講申込みを行い、受講料を支払った後、甲から乙に対し受講を承諾する旨のメールが乙に到達した日に成立するものとします。

（オンライン研修の受講について）

第2条

1. オンライン研修の受講は、オンラインによるコミュニケーションツール（以下「オンラインツール」という）を使用して行います。
2. 乙は、オンライン研修の受講前に、オンラインツールのアプリケーションをインストールするものとします。
3. オンラインツールへの接続にはインターネット環境を必要とし、パソコン等の機器を使用するものとします（推奨はパソコンとします。タブレット及びスマートフォンについては、研修内容により使用を認める場合があります）。機器及び通信料金は乙の負担とします。
4. オンライン研修の受講に必要なヘッドセット、Web カメラ等の周辺機器は、乙が用意するものとします。
5. オンライン研修は、自宅又はそれに準じた機密性のある室内で受講するものとします。インターネットへの接続にあたっては、公衆 Wi-Fi の利用を厳禁とし、セキュリティが確保されたネットワーク環境にて受講を行い、研修内容が外部に漏洩しないようにするものとします。

（禁止事項）

第3条

乙は、以下の各号のいずれかに該当する行為、又は該当すると甲が判断する行為を行ってはならないものとします。乙が禁止行為を行った場合、甲は乙に対して損害賠償請求を含む法的措置を講じることがあります。

1. オンライン研修で使用する教材又は動画の全部又は一部について、録画、録音、撮影、送信、複製、改変、転載又は SNS への投稿を行うこと。
2. 講師、受講者又は運営スタッフの肖像権、プライバシー権、名誉その他の権利を侵害すること。
3. 他の受講者の迷惑となる行為、又はオンライン研修の進行を妨害するおそれのある行為を行うこと。
4. 講師、他の受講者又は運営スタッフに対し、違法行為を勧誘又は助長すること。
5. 講師、他の受講者又は運営スタッフに対して、宗教活動、政治活動、マルチ商法等の勧誘を行い、又は自己若しくは第三者のための営利活動を行うこと。
6. 甲に無断で受講者を変更すること。
7. 乙以外の者に受講させること。
8. 公共の場で受講すること。
9. 公序良俗に反する行為を行うこと。
10. 犯罪に関連する行為を行うこと。
11. 受講申込みに関し、虚偽の事実を申告すること。
12. 甲の競合者であって、調査等の目的で受講すること。
13. 反社会的勢力に属し、又はこれらと関係を有すること。
14. その他、甲又は講師が不適切又は迷惑であると判断せざるを得ない行為を行うこと。

(オンライン研修の中断等)

第4条

甲は、次の各号に定める事由が生じた場合、一切の責任を負うことなく、オンライン研修の変更、中断、制限又は終了する措置を講じることができるものとし、これにより乙に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。また、その場合であっても、乙は当該措置が講じられている期間におけるオンライン研修に係る代金の支払義務を免れないものとします。

甲は、第2号に該当する変更、中断、制限又は終了にあたっては、事前に乙に対して予告するよう努めるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

1. 乙が前条に定める禁止行為を行った場合。
2. 甲の事業上の理由、システムの過負荷、不具合、メンテナンス、法令の制定又は改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス、オンラインツールの仕様変更、不具合若しくは停止、その他甲の責によらない不可抗力により、オンライン研修の変更、中断、制限又は終了が必要となった場合。

(個人情報の取扱い)

第5条

甲は、オンライン研修に関連して収集した乙の個人情報について、個人情報保護法及び甲が定め

る「個人情報の取扱い」を遵守し、適切に取り扱うものとします。

乙は、オンライン研修に関連して知り得た個人情報等を、目的外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。

(著作権)

第6条

オンライン研修に関する著作権は、甲又は使用するテキスト、資料等の作成者に帰属します。

(機密保持)

第7条

乙は、以下の各号に掲げる情報を機密情報として、第三者に開示、漏洩し、又は不正に使用しないものとします。ただし、講師等が事前に承諾したもの及び公知の事実については、この限りではありません。

1. 研修中に知り得た甲、他の受講者又は講師に関する情報。
2. 研修に使用する配布資料及び事例等。

(免責事項)

第8条

甲は、自己の責めに帰さない事由により、オンライン研修の提供の不履行又は履行遅滞が生じた場合であっても、責任を負わないものとします。

オンライン研修に関連して生じた甲の乙に対する責任は、乙から支払いを受けた研修受講料の金額を上限とします。

(協議事項)

第9条

本約款に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第10条

本約款に関して紛争が生じた場合には、甲の本部所在地又は担当支部所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2026年4月16日から施行します。